

高知県契約規則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県契約規則（昭和39年規則第12号）の一部を次のように改正する。

新	旧
<p>目次 第1章～第6章 略 第7章 雑則（第59条—<u>第62条</u>）</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>（入札について公告する事項） 第8条 前条の規定による公告は、<u>次に掲げる事項</u>についてするものとする。 （1）～（11） 略</p> <p>第9条～第37条 略</p> <p>（契約書の作成を省略することができる場合） 第38条 略 2 契約担当者は、契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。 ただし、次に掲げる契約を締結した場合は、この限りでない。 （1） 略 （2） 物品電子調達システム（契約担当者の使用に係る電子計算機と見積書を徴される者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を徴するためのプログラムをいう。<u>第62条において同じ。</u>）による物品の買入れその他の契約</p> <p>第39条～第61条 略</p>	<p>目次 第1章～第6章 略 第7章 雑則（第59条—<u>第61条</u>）</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>（入札について公告する事項） 第8条 前条の規定による公告は、<u>次の各号</u>に掲げる事項についてするものとする。 （1）～（11） 略</p> <p>第9条～第37条 略</p> <p>（契約書の作成を省略することができる場合） 第38条 略 2 契約担当者は、契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。 ただし、次に掲げる契約を締結した場合は、この限りでない。 （1） 略 （2） 物品電子調達システム（契約担当者の使用に係る電子計算機と見積書を徴される者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を徴するためのプログラムをいう。）による物品の買入れその他の契約</p> <p>第39条～第61条 略</p>

新	旧
<p><u>(電子的方式等による手続の特例)</u></p> <p><u>第62条 この規則に定める手続（県有財産売却システムに係るもの及び物品電子調達システムに係るものを除く。）のうち知事が別に定めるものは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録による方法により行うことができる。</u></p> <p><u>附 則（令和4年 月 日規則第 号）</u> <u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(新設)</p>